

わかっているけど、なかなか踏み出せない...

空き家対策のことなら 末永工務店にご相談下さい

今年2月末に改正された**空き家対策特別措置法**をご存知ですか？

空き家対策特別措置法とは1年以上放置された家を自治体に「空き家」と認定された家屋を所有者が立入調査や勧告に従わない場合、更地の6分の1だった固定資産税の税率が更地と同様になる新しい法令の事です。更に所有者は、市による必要な措置が講じられた場合にかかった費用を徴収される事となります。



売却

賃貸

解体

代行管理

空
き
家

空き家となる原因は様々...

専門のアドバイザーがお客様のニーズに合わせた対策法をご提案させていただきます。
ご相談は無料で承りますのでお気軽にお電話ください
お客様のお悩みを全力で解決いたします!!



まずはお電話にてお気軽にご相談ください

①空き巣問題



空き家を放置しておくと
不審者の不法侵入や、盗難などの
被害を招きやすくなります

②倒壊など保安上の危険



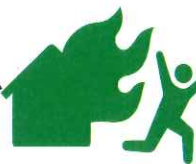
人が住んでいない建物は老朽化が
進行しやすいといわれています。
劣化が進むと建物倒壊につながる
可能性も...

③衛生上問題



放置された住まいでは
雑草の増殖で周りの景観を
乱す恐れがあります

④防災上の不安



放火や、災害時による建物の
倒壊などが懸念されます

空き家放置に潜む④つの危険

マンション・商業施設・医療施設・一般住宅等

などの設計・施工・各種リフォーム

Suenaga 末永工務店

国土交通大臣許可 特(24)第 2639 号

<http://www.suenaga-k.co.jp>

ご相談・お見積り無料で承ります!

☎ 092-541-3764

福岡市南区長丘 5-21-20

末永工務店 福岡

検索